



障害者差別解消法が 施行されます

互いに支え合う共生社会を目指す

4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されます。法律や障害のことを知って、一人ひとりができることを考えてみましょう。

問い合わせ 障害福祉課（市庁舎1階、☎65・4147）

多くの国が障害による差別をなくそうとしている

世界の動き

平成18年12月に国連で、「障害者権利条約」が採択されました。条約には、障害による差別をなくすことがうたわれています。

欧米諸国やオーストラリア、韓国など多くの国では、障害者が日常生活・社会生活を送る上での機会の平等を保障する（差別を禁止する）法律が制定されています。

日本の動き

条約に批准※するため、障害者基本法などの関係法令が整備され、平成26年2月に日本で効力が発生しました。

※批准 国同士の約束事である条約を守るための手続きのことです。

障害による差別をなくすための法律

障害者差別解消法は、全ての人が障害の有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らせる社会をつくるために、平成25年6月に制定されました。

障害・差別・配慮の捉え方

社会的障壁で障害が生じる

これまで「障害」とは、目が見えない、歩けないなど、個人の機能障害だけから生じると考えられてきました。近年はそれだけではなく、個人の機能障害のことを考えずにつくられた社会の仕組み（建物や制度、偏見などの社会的障壁）によって、障害が生じると考えられるようになってきました。

障害に対する差別・配慮

障害があるというだけで、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けることは差別になります。

また、その人にとって暮らしにくくしている社会的障壁を取り除くための配慮が求められます。

法律では、障害のある人や、その家族などの支援者から、何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、その社

この法律には、障害を理由とする差別を解消するために、行政機関や民間事業者の禁止事項や義務などが定められています。（表）

この法律には、障害を理由とする社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮」を行うことを求めています。合理的配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たるとされています。

表 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

ポイント	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 （個人事業者・NPOなどの非営利事業者も含む）		努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

行政機関の取り組み方針

国は差別を解消するための取り組みについて、政府全体の方針を示す「基本方針」を作成しました。また、各省庁は職員向けに差別や配慮の具体例を示した「対応要領」と、担当する分野の民間事業者向けに「対応指針」を作成しました。これらは内閣府ホームページに掲載されています。

帯広市では、「職員対応要領」を定めて、職員研修を実施するなど適切に対応できるように取り組んでいます。なお、職員対応要領は市ホームページに掲載しています。

互いに支え合う共生社会を目指す

障害の種類や重さなどにより、障害のある人にとって社会的障壁はさまざまです。まずは、どんな障害があつて、その障害によりどんな困りごとがあるのか理解することが重要です。

次頁で、障害の種類やその特性、社会的障壁などの例を一部紹介しています。障害の特性を知って、その人が暮らしにくいことを取り除くにはどんなことができるか、家族や友達、学校や職場で話し合ってみましょう。また、北海道が作成した「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」には、対応例などが分かりやすく紹介されています。北海道や市ホームページで見ることができ、参考にしてください。



北海道が作成したサポートブック

障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック

指して、ノーマライゼーション※の推進をはじめ、障害や障害のある人への理解を進めるため、職員や市民の皆さんの集まりなどに訪問する出前講座を実施しています。話を聞いてみたいと思つたら、気軽に問い合わせください。誰もが暮らしやすいまちづくりについて、一緒に考えましょう。

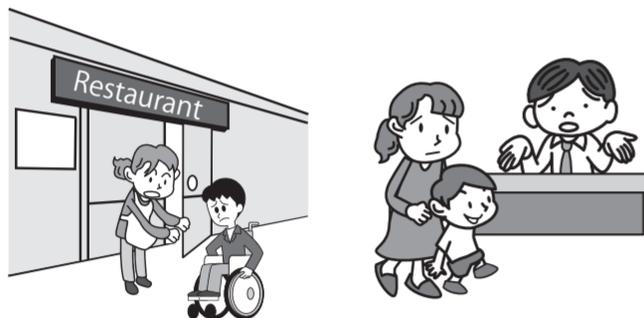


知的障害のある人が描いた絵

障害を理由とする差別や配慮の例

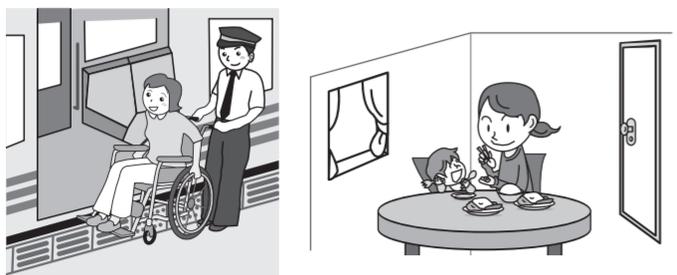
×差別的取扱い

- ・車いすを使用していることを理由に入店を断られた。
- ・発達障害のある子どもが同伴していることを伝えたところ、入店を断られた。



○合理的配慮

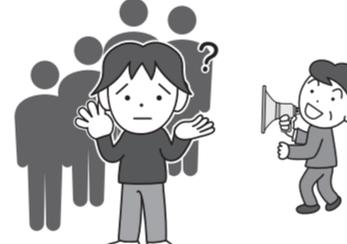
- ・車いすで入店するための配慮を求められたら、段差にスロープを渡したり、車いすが通れるスペースを確保する。難しい場合は、人手で移動を支援する。
- ・発達障害のある子どもが利用しやすいよう、個室などを案内できる選択肢を提供する。



配慮が過度の負担となる場合

配慮が負担になり過ぎる理由を説明して、サービスが提供できないこと、制限や条件をつけることに納得してもらえよう努めなければなりません。

障害の種類やその特性、社会的障壁などの例

障害の種類	特性	困難・苦手なことの例	社会的障壁の例	合理的配慮の例
<p>肢体不自由</p> 	<p>手や足に、切断や機能障害のある人、座ったり立ったり、姿勢を保つことが困難な人、脳性まひの人などがいます。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 書類の記入などの細かい作業 立つ、歩くこと 高い所にある物や、落とした物を取る 周囲の温度に応じた体温調節 言語を話すこと 自分の意思を伝えること 	<ul style="list-style-type: none"> 段差や階段、手動ドアなど 高い棚 記入欄の狭い書類など 	<ul style="list-style-type: none"> スロープ、エレベーター、エスカレーター、自動ドアなどの設備の整備や、移動を手伝うため手を貸す 物を代わりに取る、拾う 代筆する
<p>視覚障害</p> 	<p>全く見えない人と、見えづらい人がいます。見えづらい人の中には、細部がよく見えない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、視野の一部が欠けたり、筒をのぞいているような見え方などの人がいます。また、特定の色が分かりにくい人もいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 慣れていない場所で1人で移動すること 文字を読むことや書類に文字を記入すること 	<ul style="list-style-type: none"> 段差や階段、障害物など 文字だけの書類など 	<ul style="list-style-type: none"> 点字ブロックなどの設備の整備や、点字ブロックの上に物を置かない、誘導者の腕などにつかまってもらい誘導するなど 読み上げ、点字、代筆など 
<p>聴覚・言語障害</p> 	<p>全く聞こえない人と、聞こえにくい人がいます。また、言語障害を伴う人と、ほとんど伴わない人がいます。言語障害のある人は原因によって、聴覚障害を伴う場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 音声から情報を得ること 言いたいことを正確に伝えること 	<ul style="list-style-type: none"> 外見からは聞こえないことが分かりにくいこと 声を出して話せたり補聴器を付けていたりしているため、聞こえていると誤解されること 音声のみでの案内 大勢の中での会話 口の動きが見えない話し方（マスクや口の動きが小さいなど） 	<ul style="list-style-type: none"> 文字や絵を利用した情報提供<small>（そら）</small> 手話、要約筆記、筆談、口話、空書き（空中に字を大きく書くそぶり）など 
<p>内部障害</p> 	<p>内臓機能の障害のことで、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能の7種類の機能障害があります。障害により、ペースメーカー、人工呼吸器を使用していたり、排泄口（ストマ）の造設、人工透析で通院している人もいます。外見からは障害があることが分からない人が多く、体力がなくて、疲れやすいのも特徴です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動 	<ul style="list-style-type: none"> 外見から分かりにくいいため、障害者と認識されにくいこと 並んで順番を待つ仕組み たばこの煙 使用できるトイレが少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 座って待てる仕組み 分煙 オストメイトトイレ、多目的トイレの設置 
<p>知的障害</p> 	<p>先天性または出生時などに、脳に何らかの障害を受けたために知的な発達が遅れ、他人とのコミュニケーションなどの社会生活に困難が生じる障害です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 話の内容を理解すること 自分の考えや気持ちを表現すること 複雑な話や抽象的な概念を理解すること 判断したり、見通しをもって考えること 読み書きや計算 困ったときに自分から助けを求めること 	<ul style="list-style-type: none"> 漢字や表現が難しい資料 抽象的な表現 あいまいな指示 	<ul style="list-style-type: none"> ルビを振った資料 具体的な表現、指示 
<p>発達障害</p> 	<p>自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、脳機能の障害です。通常は低年齢に症状が現れますが、大人になってから障害が分かる人もいます。また、いくつかの障害が重複していることも多いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 突発的な出来事や予定の変更への対応 時間の管理 大きな音や不快な音 相手の話を理解すること、思いをうまく伝えること 読み書きや計算 欲しいもの、やりたいことを我慢すること じっとしていること 	<ul style="list-style-type: none"> 急な予定変更、指示 大勢の人がいる場所や騒がしい場所 じっと待っていなければならない仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> 丁寧な説明 別室を用意する 
<p>精神障害</p> 	<p>統合失調症、気分障害（うつ病など）などのさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活がしづらくなる障害です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の人は地域社会の中で生活しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ストレス、プレッシャーが大きい仕事、役割 人と対面することや対人関係、コミュニケーションをとること 自分のことと他人のことを区別すること 	<ul style="list-style-type: none"> 重圧のかかる言葉使い、態度 大声 あいまいな表現 	<ul style="list-style-type: none"> 丁寧な説明 具体的な表現 他人の視線を遮断する仕切り 

※紹介しているものは一例です。障害の種類や個人によって、苦手なこと、社会的障壁はさまざまなので、合理的配慮も状況に応じて変わります。